

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成23年12月22日(2011.12.22)

【公開番号】特開2010-160262(P2010-160262A)

【公開日】平成22年7月22日(2010.7.22)

【年通号数】公開・登録公報2010-029

【出願番号】特願2009-1687(P2009-1687)

【国際特許分類】

G 02 B 1/11 (2006.01)

G 02 B 7/02 (2006.01)

【F I】

G 02 B 1/10 A

G 02 B 7/02 D

【手続補正書】

【提出日】平成23年11月8日(2011.11.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0059

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0059】

無機材料微粒子601は、ポリスチレン樹脂を溶解しない塩酸水溶液に対して溶解性を有するアルミニウムである。本実施の形態においては、無機材料微粒子601の平均粒径は、10nmであり、反射を抑制すべき光の最小波長である400nm(可視光の短波長側)の1/30以下に微粒子化されている。したがって、樹脂材料600に形成される微小凹部602及び空孔603の平均内径もまた、反射を抑制すべき光の最小波長の1/30以下となる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0062

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0062】

尚、本実施の形態に係る反射防止構造体500の製造方法は、使用材料及び無機材料微粒子の混合比率を除いて、実施の形態1で説明したものと同様である。本実施の形態では、第1の複合材料に含有される無機材料微粒子601の体積比率は25%であり、第2の複合材料に含有される無機材料微粒子の体積比率は55%である。